

四日市市農業経営開始資金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月15日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第55号

四日市市農業経営開始資金交付規則の一部を改正する規則

四日市市農業経営開始資金交付規則（平成25年四日市市規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（交付要件等）</p> <p>第2条 資金の交付は、<u>第1号から第12号までの全て又は第13号の要件を満たす者</u>（以下「交付対象者」という。）に対し、予算の範囲内で行う。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。この場合において、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。</p> <p>ア 農地の所有権又は利用権（農地法（昭和27年法律第229号）第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「令和4年改正法」という。）附則第5条に</p>	<p>（交付要件等）</p> <p>第2条 資金の交付は、<u>次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者</u>（以下「交付対象者」という。）に対し、予算の範囲内で行う。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。この場合において、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。</p> <p>ア 農地の所有権又は利用権（農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項本文に規定する権利、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条の規定により設定される利用権、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成</p>

基づく公告があったもの、令和4年改正法附則第9条に基づく公告があつたもの、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第7項に基づく公告があつたもの又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したもののをいう。）を交付対象者が有していること。

イからオまで（略）

(3) 新たに資金の交付を受けようとする者については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること（交付期間中に、基盤強化法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。）。

(4) 及び(5)（略）

(6) 地域計画（基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。以下同じ。）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、人・農地プランの具体的な進め方について（令

25年法律第101号）第18条第6項に基づく公告があつたもの又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条に規定する権利及び特定作業受委託契約に基づき農地を使用する権利をいう。）を交付対象者が有していること。

イからオまで（略）

(3) 新たに資金の交付を受けようとする者については、基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること（交付期間中に、同法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。）。

(4) 及び(5)（略）

(6) 地域計画（基盤強化法第19条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（基盤強化法第19条第3項の地図をいう。以下同じ。）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、人・農地プラン進め方通知の2の

和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知の2の(1)の実質化された人・農地プラン、同通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること(以下「目標地図に位置づけられた者等」という。)。

(7) 次に掲げる条件に該当していること。

ア及びイ (略)

ウ 四日市市経営継承・発展等支援事業費補助金交付要綱(令和4年四日市市告示第484号)に規定される経営継承・発展支援事業(以下「経営継承・発展支援事業」という。)について補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

エ 四日市市経営発展支援事業費補助金交付要綱(令和4年四日市市告示第503号)に規定される経営発展支援事業(以下「経営発展支援事業」という。)、新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記6の初期

(1)の実質化された人・農地プラン、同通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること(以下「目標地図に位置づけられた者等」という。)。

(7) 次に掲げる条件に該当していること。

ア及びイ (略)

ウ 四日市市経営継承・発展等支援事業費補助金交付要綱(令和4年四日市市告示第484号)別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

エ 四日市市経営発展支援事業費補助金交付要綱(令和4年四日市市告示第503号)以下「経営発展支援事業」という。)又は新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記6初期投資促進事業(以下「初期投資促

投資促進事業（以下「令和4年度補正初期投資促進事業」という。）又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知。以下「新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱」という。）の別記2の初期投資促進事業（以下「令和5年度補正初期投資促進事業」という。）について補助対象事業費の上限額である1,000万円（夫婦の場合は750万円）の助成を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

（8）から（10）まで（略）

（11）令和3年4月以降に農業経営を開始した者であること。

（12）環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。

（13）新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱の別記1の就農準備・経営開始支援事業（以下「就農準備・経営開始支援事業」という。）の第7の2の（2）の承認を受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。

進事業」という。）について補助対象事業費の上限額である1,000万円（夫婦の場合は750万円）の助成を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

（8）から（10）まで（略）

（11）令和2年4月以降に農業経営を開始した者であること。

(交付金額及び交付期間)

第3条 (略)

2及び3 (略)

4 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが目標地図に位置づけられた者等に限る。）に交付期間1年につきそれぞれ第1項の額を交付する。ただし、経営開始後3年以上経過している農業者（当該農業者が四日市市農業次世代人材投資資金、就農準備・経営開始支援事業又は第1項の交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者）が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も含め交付の対象外とする。

(資金の交付申請)

第8条 (略)

2 (略)

3 交付申請の対象は、令和5年4月以降の農業経営とする。

(就農状況報告等)

第11条 (略)

2から8まで (略)

9 市長は、前項の確認に加え、第11項に規定するサポートチームと協力して補助事業者の経営状況の把握に努めることとし、交付期間中、必ず年1回

(交付金額及び交付期間)

第3条 (略)

2及び3 (略)

4 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが目標地図に位置づけられた者等に限る。）に交付期間1年につきそれぞれ第1項の額を交付する。ただし、経営開始後3年以上経過している農業者（当該農業者が第1項の交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者）が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も含め交付の対象外とする。

(資金の交付申請)

第8条 (略)

2 (略)

(就農状況報告等)

第11条 (略)

2から8まで (略)

9 市長は、前項の確認に加え、第11項に規定するサポートチームと協力して補助事業者の経営状況の把握に努めることとし、交付期間中、必ず年1回

は、次の各号に掲げる方法により、就農状況確認チェックリスト（第13号様式）を用いて、補助事業者の経営状況と課題を補助事業者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

(1) 及び(2) (略)

(3) 書類確認

ア及びイ (略)

ウ 農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、令和4年改正法附則第5条に基づく公告があった農用地利用集積計画、令和4年改正法附則第9条に基づく公告があった農用地利用配分計画、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項に基づく公告があった農用地利用集積等促進計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。）

10 及び 11 (略)

(資金の返還)

第14条 補助事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、当該各号に定める資金を返還しな

は、次の各号に掲げる方法により、就農状況確認チェックリスト（第13号様式）を用いて、補助事業者の経営状況と課題を補助事業者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

(1) 及び(2) (略)

(3) 書類確認

ア及びイ (略)

ウ 農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた賃貸借若しくは売買契約書、広告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。）

10 及び 11 (略)

(資金の返還)

第14条 補助事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、当該各号に定める資金を返還しな

ければならない。ただし、第1号に該当する場合にあって、次条の規定による申請により、病気、災害等のやむを得ない事情として市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 及び(2) (略)

(3) 交付期間 (国要綱別記2の第7の2の(14)のアの承認を受けた者は、資金と就農準備・経営開始支援事業の第5の2の(2)のアに定める経営開始支援資金の交付期間との合計及び資金の交付を受けなかった期間を除く。)と同期間、同程度の営農を継続しなかったとき(ただし、交付対象者が第11条第7項の規定により就農を再開し、就農中断期間と同期間、就農を継続したときを除く。)交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間(月単位)を交付期間(月単位)で除した値を乗じて得た額

ければならない。ただし、第1号に該当する場合にあって、次条の規定による申請により、病気、災害等のやむを得ない事情として市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 及び(2) (略)

(3) 交付期間 (資金の交付を受けなかった期間を除く。)と同期間、同程度の営農を継続しなかったとき(ただし、交付対象者が第11条第7項の規定により就農を再開し、就農中断期間と同期間、就農を継続したときを除く。) 交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間(月単位)を交付期間(月単位)で除した値を乗じた額

第1号様式の2を次のように改める。

第1号様式の2

年 月 日

農業経営開始資金申請追加資料

四日市市長 あて

住 所 :

氏 名 :

(生年月日: 年 月 日: 歳)

(署名又は記名押印してください)

四日市市農業経営開始資金交付規則の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、規則の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを誓約します。

1 メールアドレス

2 農業を始めようと思った理由

3 「目標地図又は人・農地プラン」への位置づけ等

集落又は地域名等		<input type="checkbox"/> 位置付けられている	<input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み
<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を借り受けている			

4 交付期間（農業経営開始資金）

年 月	～	年 月
-----	---	-----

5 過去の研修等の経験（農業次世代人材投資事業（準備型）又は就農準備資金交付期間）

年 月 日	～	年 月 日
-------	---	-------

6 その他

園芸施設共済等への加入 (園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ)	<input type="checkbox"/> 加入している又は加入予定(月) <input type="checkbox"/> 加入していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 (例:生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等)	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない
雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付、経営継承・発展支援事業、経営発展支援事業、令和4年度補正初期投資促進事業又は令和5年度補正初期投資促進事業による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けていない又は受けたことがない
前年の世帯全体の所得*	万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えていてもかかわらず資金交付が必要な理由(超える場合のみ記入)	
<p>※本欄は市の記入欄</p> <p>生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無(□有 □無)</p> <p>【所見】</p>	
私は、就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があります。	<input type="checkbox"/>

添付書類

別添1. 収支計画

別添2. 誓約書

別添3. 履歴書

別添4. 経営を開始した時期を証明する書類(農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等)

別添5. 経営を継承する場合は従事していた期間が5年以内である事を証明する書類
(過去の経歴を証明する書類(就業証明書、卒業証明書、住民票(遠隔地に
住んでいた場合)の写しなど))

別添6. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる
書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書
類

別添7. 通帳の写し

別添8. 前年の世帯全員の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)。前年
の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点
から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。

*「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び
父母が該当。「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める「合計
所得金額」

別添9. 身分を証明する書類(運転免許証、パスポート等の写し)

※その他、市長が必要と認める書類(前年の所得証明書など)

別添1

収支計画

※既に農業経営を開始している場合は実績を記載

		経営開始				
		計画 1年目 (年月 ～年月)	計画 2年目 (年月 ～年月)	計画 3年目 (年月 ～年月)	計画 4年目 (年月 ～年月)	計画 5年目 (年月 ～年月)
農業 収入	○○(作 目)	経営規模				
		生産量				
		売上高(円)				
		経営規模				
		生産量				
		売上高(円)				
		経営規模				
		生産量				
		売上高(円)				
	その他					
農業経営開始資金(円)※						
収入計(円) ①(資金を除く)						

		経営開始				
		計画 1年目 (年月 ～年月)	計画 2年目 (年月 ～年月)	計画 3年目 (年月 ～年月)	計画 4年目 (年月 ～年月)	計画 5年目 (年月 ～年月)
農業経営費 (円)	原材料費					
	減価償却費					
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
支出計 (円) ②						
【参考】設備投資 (内容、金額)						

所得計 (円) ① - ②					
---------------	--	--	--	--	--

※夫婦共同経営の場合は150万円の1.5倍。

別添 2

誓 約 書

私は、四日市市農業経営開始資金交付規則の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、交付規則の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを連帯保証人の署名を添えて誓約します。

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

(生年月日 年 月 日 歳)

私どもは、上記申請者の連帯保証人として、申請者に誓約どおり履行させるとともに、申請者に債務が発生した時は、申請者の債務を連帯して負担します。

円

(連帯保証人氏名は自署すること。)

※ 2 連帯保証人 住所 氏名 連帯保証人 住所 氏名	(連帯保証人氏名は自署すること。)
---	-------------------

※ 1 計画の変更により交付額が増加する場合、極度額を増額して再提出すること。

※ 2 連帯保証人を 1 名又は 2 名立てる。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず連帯保証人を 2 名立てる。

別添 3

履歴書

1. 氏名等

(ふりがな)					
住 所					
(ふりがな)					
連絡先					
(ふりがな)		生年月日	年齢	性別	電話番号
氏名		年月日			

2. 家族構成

氏名	続柄	生年月日	住所	職業等

3. 学歴・職歴等

履歴	年	月	日	学歴	年	月	日	職歴
免許・資格	年	月	日					

第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第11条関係）

年 月 日

四日市市長

就農状況報告書（経営開始 年目・交付開始 年目（～月分））

住 所

氏 名

四日市市農業経営開始資金交付規則第11条第1項の規定に基づき、就農状況報告書を提出します。

1. 営農実績報告

作物・部門名			作付面積（a）・飼養頭羽数等		
合 計					
農業経営 の構成 (補助事 業者本 人・家族 労働力)	氏 名	年齢	補助事業者・補助 事業者との続柄 (法人経営にあた っては役職)	年間の農業 従事日数*	担当業務
			本人		
雇用労働力			(人／日*)		

* 1日の農業従事時間を8時間で換算

2. 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積 (a)	
	所有地			
	借入地			
	内訳	親族から		
		第三者から		
特定作業受託	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
作業受託	作目	作業内容	実績（作業受託面積等）	
	単純計			
	換算後			

※ 「特定作業受託」欄は、作目別に、主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積及び生産量を記載する。

「作業受託」欄は、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について記載。作目別、基幹作業別に、作業受託面積等を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積等を記載する。

3. 前年の世帯全体の所得（資金含む）

※農業経営開始資金の交付期間中の者のみ記入

	万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由 (超える場合のみ記入)	
※本欄は市の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（□有 □無） 【所見】	

4. 農業経営基盤強化準備金（※）（どちらかにチェックする。）

	積み立てている
	積み立てていない

※農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

5. 地域のサポート体制について

	専属担当者（経営・技術）	専属担当者（営農資金）	専属担当者（農地）
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

--

6. 報告対象期間における都道府県主催の新規就農者等交流会※への参加について（どちらかにチェックする。）

	参加した
	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回
交流会の内容 (対象者、実施内容など)	

※国要綱別記2の第7の2の(12)に規定する都道府県が開催する新規就農者等の交流会

7. 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について（どちらかにチェックする。）

	加入している
	加入していない

（「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。）

加入している農業共済等の 名称	
--------------------	--

8. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

（青年等就農計画並びに第1号様式の2の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記載する。）

計画達成に向けた 課題	改善策 (課題解決に向けた改善策を 具体的に記入)	改善策の取組状況等 (改善策の取組状況、結果及び 課題の解決状況を具体的に記 入)

添付書類

- 別添1. 作業日誌の写し（夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう作成すること）
2. 決算書及び所得証明書の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
3. 通帳及び帳簿の写し
4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自らが所有し、又は借りていることが確認できる書類
5. 青色申告決算書（農業経営基盤強化準備金を積み立てている場合）
6. 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。※
7. 環境負荷低減のチェックシート（原則、1月末までの報告の際のみ添付する。）

※ 経営開始資金の交付期間の7月の報告の際のみ添付する。

別添 1

作業日誌

※上記内容が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう、別々に作成すること。また、作業受託がある場合は、特定作業受託の作業か作業受託の作業か分かるように記載すること。

別添 2

決 算 書 (○年)

		計画※ 経営開始○ 年目 a	実績 b	実績／計画 b／a
農業収入	○○ (作目)	経営規模		
		生産量		
		売上高(円)		
		経営規模		
		生産量		
		売上高(円)		
		経営規模		
		生産量		
		売上高(円)		
	その他			
農業経営開始資金(円)				
収入計① (資金を除く) (円)				

		計画※ 経営開始○ 年目 a	実績 b	実績／計画 b／a
農業経営費 (円)	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
支出計(円)②				
【参考】設備投資 (内容、金額)				
農業所得計(円)③ = ① - ②				
農外所得(円)④		所得合計(円)③ + ④		

※計画欄には、第1号様式の2 別添1の收支計画に記載の該当年の計画値を記載すること。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（農業経営体向け）

別添7

	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>
②	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
③	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input type="checkbox"/>
④	有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input type="checkbox"/>
	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
⑤	農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>
⑥	農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>
⑦	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	<input type="checkbox"/>
⑧	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>
⑨	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	<input type="checkbox"/>
	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑩	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
⑪	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>
	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑫	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>
	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑬	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑭	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	<input type="checkbox"/>
⑮	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	<input type="checkbox"/>
	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑯	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑰	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑱	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑲	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」とことされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」とこととされた。本事業においては、事業申請時においては就農していない又は経営開始して間もない場合であることから、申請時にみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壤の污染防治等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（畜産経営体向け）

別添7

(1) 適正な施肥		報告時 (しました)
①	※飼料生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>
②	※飼料生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
(2) 適正な防除		報告時 (しました)
③	※飼料生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>
④	※飼料生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>
⑤	※飼料生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>
(3) エネルギーの節減		報告時 (しました)
⑥	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>
(4) 悪臭及び害虫の発生防止		報告時 (しました)
⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>
⑧	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 家畜排せつ物の管理基準の遵守	<input type="checkbox"/>

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分		報告時 (しました)
⑨	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
(6) 生物多様性への悪影響の防止		報告時 (しました)
⑩	※特定事業場である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
(7) 環境関係法令の遵守等		報告時 (しました)
⑪	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑫	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑬	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	<input type="checkbox"/>
⑭	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している	<input type="checkbox"/>
⑮	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑯	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入することとされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」とのこととされた。本事業においては、事業申請時においては就農していない又は経営開始して間もない場合もあることから、申請時にみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第11条関係）

離農届

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

農業経営を中止し、離農^{*}しますので、四日市市農業経営開始資金交付規則第11条第3項の規定に基づき離農届を提出します。

離農日	年 月 日
離農理由	

添付書類

- 農業を廃業したことが確認できる書類（廃業届、経営資産の売却日の証明書、生産物の最終出荷日が分かる伝票等）

※下線部は、交付期間と同期間の営農継続期間中に就農形態の変更をする場合は、「独立・自営就農を中止」とする。

第13号様式を次のように改める。

第13号様式（第11条関係）

就農状況確認チェックリスト

経営開始 年目・交付開始 年目 前半・後半（～月分）

※下線部は、交付が終了した後は「交付終了後」とする。

確認対象者住所：			
確認対象者氏名：			
農業経営開始資金交付の有無：	有	・	無
確認者所属・名前：			
確認日： 年 月 日			

1 交付対象者への面談用 (これまでの状況について聞き取る)

ア 営農に対する取組状況

a 営農に対する意欲	強い意欲がある ・ 意欲がある ・ 意欲がない
b 情報収集について (研修会等への参加、質問・相談の状況等)	積極的に収集している ・ 収集している ・ 収集していない
c サポートチーム等関係者の助言・指導への対応	よく聞き実践している ・ 聞き入れるが実践していない ・ 聞き入れない
d 地域のコミュニティ・活動への参加・協力状況について	積極的に参加・協力している・たまに参加・協力している・参加・協力していない

イ 栽培・経営管理状況

a 栽培管理の技術・知識の習得状況	習得できている ・ 概ね習得できている ・ 習得していない
b 機械・機器・施設の操作方法・安全対策の習得状況	習得できている ・ 概ね習得できている ・ 習得していない
c 農業経営に関する知識の習得状況	習得できている ・ 概ね習得できている ・ 習得していない
d スケジュール管理について	先を見越した管理ができている ・ 作業が遅れない程度に管理できている ・ 管理できていない
e 経営管理について	自主的に進めている ・ 意見を聞きながら進めている ・ 自主性がない
f 効率化、コスト低減に向けた取組	工夫して取り組んでいる ・ 取り組むよう努力している ・ 取り組んでいない

g 経営状況（収支状況）の把握	把握している ・ 概ね把握している ・ 把握していない
h 課題の把握	把握し改善に取り組んでいる ・ 把握し改善策を検討している ・ 把握していない

ウ 経営開始計画達成に向けた取組状況

a 経営規模について	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない
------------	---

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]

[改善策]

b 生産量について

[作物（蓄種）名：]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない
[作物（蓄種）名：]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない
[作物（蓄種）名：]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

c 売上高について

[作物（蓄種）名：]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない
[作物（蓄種）名：]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない
[作物（蓄種）名：]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

エ 労働環境等に対する取組状況

a 圃場周辺・作業場・施設内等の整備状況	清潔で快適に整備できている 概ね整備できている 整備できていない
b 農作業安全への取組状況	安全性に十分配慮し事故防止に取り組んでいる 概ね取り組んでいる 取り組んでいない
c 食品衛生管理への取組状況 (加工を行っている場合のみ)	食品の安全性確保のため十分に取り組んでいる 概ね取り組んでいる 取り組んでいない

2 ほ場（現地）確認用（確認期間中の状況について記載する）

ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

遊休化されている土地はない 概ね遊休化されている土地はない 遊休化されている土地がある作付期間外である

イ 農作物を適切に生産しているか

適切に生産されている 概ね適切に生産されている 適切に生産されていない土地がある（管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある） 作付期間外である
--

3 書類確認用 (これまでの状況について記載する)

ア 農業従事日数

日程度

イ 帳簿の管理状況

適切に帳簿をつけている • 帳簿をつけているが、一部記帳されていないものがある • 帳簿をつけていない

ウ 農地の権利設定状況 (農地の権利設定に変更があった場合のみ)

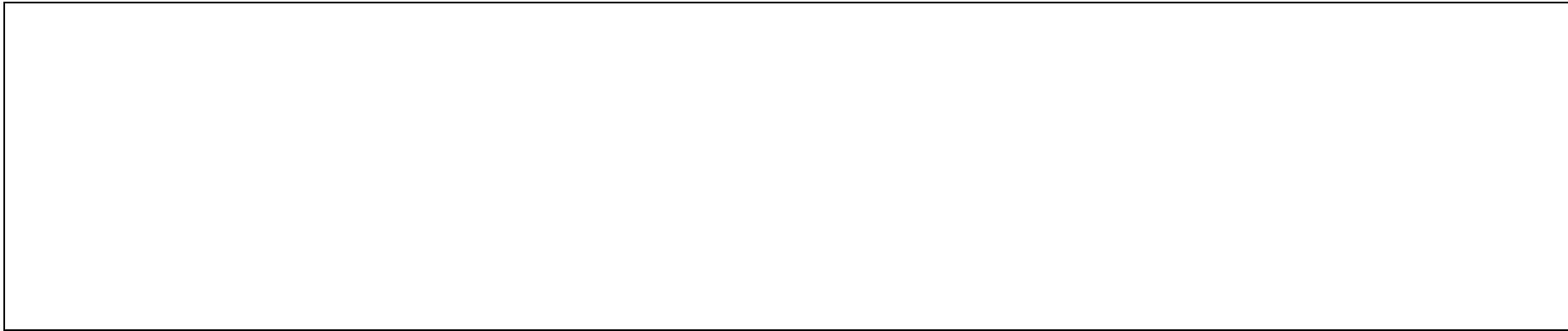
農地法第3条の許可等 (※) により農地の権利を有している • 農地法第3条の許可等を得ていない

※公告のあった農用地利用集積計画、農用地利用配分計画、農用地利用集積等促進計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画による農地の権利設定を含む。

変更後の農地面積

所有地		a
借入地	親族から	a
	第三者から	a

4 総合所見



第20号様式を次のように改める。

第20号様式（第17条関係）

四日市市長

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名してください。

四日市市農業経営開始資金交付規則に係る個人情報の取扱いについて

四日市市は、新規就農者育成資事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、本事業による交付対象者の就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

（注）情報提供を行う関係機関等の名称

農林水産省、全国農業委員会ネットワーク機構、三重県、

農業経営・就農支援センター、公益財団法人三重県農林水産支援センター、

株式会社日本政策金融公庫、三重県農業会議、三重北農業協同組合、

鈴鹿農業協同組合、三重茶農業協同組合、四日市市農業委員会、

三重県農業共済組合

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年 月 日

（法人・組織名）

氏名

（署名又は記名押印してください）

(参考)

第1 本事業における個人情報の取り扱いについて

市長は、交付対象者情報に記載し、又はデータベースに登録される交付対象者に係る個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律及び関係法令に基づき、適切に対応する必要があります。

また、第2に掲げる事項について、交付対象者の個人情報の記載や確認が必要となることから、以下の通り個人情報の利用目的を明らかにするとともに、交付対象者ご本人の同意書をいただく必要があります。

第2 交付対象者ご本人に同意をいただく内容

個人情報の取扱いについて、交付対象者ご本人に同意をいただく内容としては、以下のとおりです。

- 1 各都道府県、市町村等の関係機関で受給者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップ活動に利用すること。
- 2 交付主体等が交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用すること。
- 3 国が交付実績を分析し、各種施策に活用するために利用すること。
- 4 1から3までを実施するため、各交付主体等が交付対象者から提出される申請書類の記載事項をデータベースに登録すること。
- 5 1から4までを実施するに伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の四日市市農業経営開始資金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に青年等就農計画等の承認を受ける事業から適用し、現に承認を受けた青年等就農計画等に基づき実施している事業は、なお従前の例による。

(商工農水部農水振興課)